

日本土壌動物学会会長・評議員選挙細則

(2003年5月24日制定)

最終改正 2016年4月4日

(目的)

第1条 この細則は、日本土壌動物学会会則（以下「本会会則」という。）第10条第5項並びに第15条第3項の規定に基づき、日本土壌動物学会（以下「本会」という。）の会長・評議員選挙（以下「選挙」という。）に必要な事項をここに定める。

(選挙の管理)

第2条 選挙の管理には、本会会則第15条第3号に定める「選挙管理委員会」が当たる。

- 2 選挙管理委員会の事務局（以下「事務局」という。）は本会の事務局内に置く。
- 3 選挙管理事務局は、本会の事務局長と本会幹事によって構成する。
- 4 選挙管理委員会に委員長を置き、本会の事務局長をもって充てる。
- 5 会長は、選挙の実施年度において、選挙管理業務に必要な期間を定め、選挙管理委員会構成員に選挙管理委員の兼務を委嘱する。

(選挙の公示)

第3条 選挙の公示は、選挙年の3月に選挙管理委員会が行う。

- 2 選挙管理委員会は、本会会則第8条第6号に規定する被選挙権の有無を確認し、選挙の日時及びその方法を告示する。
- 3 選挙管理委員会は、正会員の名簿、投票用紙および投票用紙返送用封筒など選挙に必要な物品を正会員に配布する。

(投票)

第4条 投票は無記名投票とし、選挙人が投票用紙を所定の投票用紙返送用封筒に入れ、選挙管理事務局に郵送又は、持参することにより行われる。

- 2 会長選挙においては、会長候補1名の氏名を投票用紙に記入する。
- 3 評議員選挙においては、評議員候補の氏名を投票用紙に記入する。

(開票)

第5条 選挙の開票は、投票締切日から1週間以内に行う。

- 2 開票は、本会の役員以外の正会員の立会いにより行われる。

(当選者)

第6条 会長の当選者は、会長選における得票第1位の者とする。ただし、得票第1位に得票同数の者があるときは、年長者を当選者とする。

- 2 評議員の当選者は、得票多数の順に決定する。ただし、末位の当選該当者に得票同数の者があるときは、年少者を当選者とする。

(選挙結果の通知と公表)

第7条 選挙の結果は、次の各号により報告される。

- (1) 選挙管理委員長は、選挙の結果を会長に報告する。
- (2) 会長は前号で受けた報告に基づき当選者に通知し、評議員に選挙の結果を報告する。
- 2 当選者及び次点者は、総会で報告され、会誌に公表する。
- 3 選挙の結果は、希望により、正会員に供覧または通知される。

(当選の辞退と補充)

第8条 当選の辞退は、会長の承認を必要とする。

- 2 当選者の辞退による欠員の補充は、次点者の繰り上げ当選によって行い、これに関する手続きは、この細則第7条に定める基準に準ずる。

第9条 この細則の改廃は、総会における出席正会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

付則

この細則は、2003年5月24日から施行する。

この細則は、2016年4月4日から施行し、2016年4月4日から適用する。